

## 監査委員公表第637号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	元	吉	俊	博
大分県監査委員	馬	場		林

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

##### (1) 財務監査

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

##### (2) 事務事業監査

特定の事業における一連の財務事務（平成27年度から平成29年度まで）

なお、平成30年度の対象事業は、次表のとおりである。

課室名	監査対象事業
森との共生推進室	森林づくりボランティア活動促進事業

#### 2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成30年5月8日から平成31年1月29日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は、次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	14
警察本部	2
合計	32

#### 3 監査の主眼

##### (1) 財務監査

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

##### (2) 事務事業監査

一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行に係る経済性、効率性及び有効性を主眼として実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した32機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適當と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適當と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的輕微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
西部保健所地域福祉室	通勤手当に係る特別料金等加算について、高速道路利用回数が利用要件に達しなかったにもかかわらず、翌月の通勤手当額を減額調整していない事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
別府県税事務所	平成30年11月19日
大分県東部振興局	平成30年10月29日 (事務事業監査) 平成30年11月19日
大分県中部振興局	平成30年12月20日 (事務事業監査)
大分県南部振興局	平成30年11月30日 (事務事業監査)
大分県豊肥振興局	平成30年11月14日 (事務事業監査)
大分県西部振興局	平成30年10月24日 (事務事業監査)
大分県北部振興局	平成30年11月20日 (事務事業監査)
西部保健所地域福祉室	平成31年1月29日
北部保健所	平成30年11月20日
こども・家庭支援課	平成30年10月30日
大分県衛生環境研究センター	平成30年5月8日
大分高等技術専門校	平成30年5月8日
農林水産研究指導センター水産研究部	平成30年5月11日
森との共生推進室	平成30年10月15日 (事務事業監査)
臼杵土木事務所	平成30年11月20日
都市・まちづくり推進課	平成30年10月30日
(教育庁及び教育機関)	

大分教育事務所	平成30年12月14日
日田教育事務所	平成30年5月15日
教育センター	平成30年8月24日
大分県立図書館	平成30年8月7日
体育保健課	平成30年12月7日
国東高等学校双国校	平成30年5月24日
海洋科学高等学校	平成30年8月27日
佐伯鶴城高等学校	平成30年5月25日
日田高等学校	平成30年5月15日
中津南高等学校耶馬溪校	平成30年5月29日
盲学校	平成30年8月3日
南石垣支援学校	平成30年9月20日
臼杵支援学校	平成30年9月20日
竹田支援学校	平成30年5月29日
(警察本部)	
玖珠警察署	平成30年5月23日
豊後大野警察署	平成30年8月24日

### 第3 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、臨時監査結果の報告に添えて意見を提出する。

#### 1 事務事業監査

森林づくりボランティア活動促進事業については、県民一人ひとりが身近な森林づくりに参加し、県民みんなで森林を守る意識を醸成するとともに、ボランティア活動の活性化を図るため、NPO等が行う森林づくり活動、森林環境教育活動、森林づくり活動用施設等整備に対する補助事業として「森林づくり提案事業」を実施している。

しかし、「森林づくり提案事業」では、補助対象外経費を含めて交付決定を行い補助金を過大に支出している事例、補助率が2分の1となる機械器具購入費の条件について、募集要項に誤った記載がなされている事例、事業採択を行う協議会において利害関係人が協議会の委員として審査を行っている事例などが確認された。

これは、補助金交付要綱等の理解が不十分であったこと、また必要となる要綱・要領等の改正が行われていなかったことに起因することから、振興局間で補助事業の適正かつ統一した運用が図られるよう努められたい。